

中ノ子廃寺の研究

岸見 泰宏

1. 松山市内における最初期の瓦

愛媛県松山市内には、8か所に飛鳥・白鳳時代の寺院が所在するとされてきた（大山 1974）。これらの寺院は、来住廃寺を除いて発掘調査が行われておらず、出土資料も伝世品や出土状況や所在が不明なものばかりで、その評価は極めて難しい。ただ、松山市に導入された最初期の瓦の系統と流れはある程度明らかになっている。

（1）四天王寺式単弁十葉蓮華文軒丸瓦

まず、松山での瓦使用の嚆矢となったのは、久米官衙遺跡と湯之町廃寺で使用された四天王寺式単弁十葉蓮華文軒丸瓦（図 2-1）と三重孤文軒平瓦（図 2-2）のセットである（上原 1997）。これらは、久米官衙遺跡の回廊状遺構と呼ばれる濠と並行する 2 条の柵で構成された約 110 m 四方の方形区画内で使用したと推測されており、共伴する土器から 7 世紀中葉に位置付けられる。回廊状遺構は舒明天皇の伊予湯泉宮（639 年）と斉明天皇の石湯行宮（661 年）に推定する説があり、松山への瓦の導入の契機として注目される（松原 1990・1997）。



図 1 松山平野の古代寺院（地理院地図 Vector を加工）

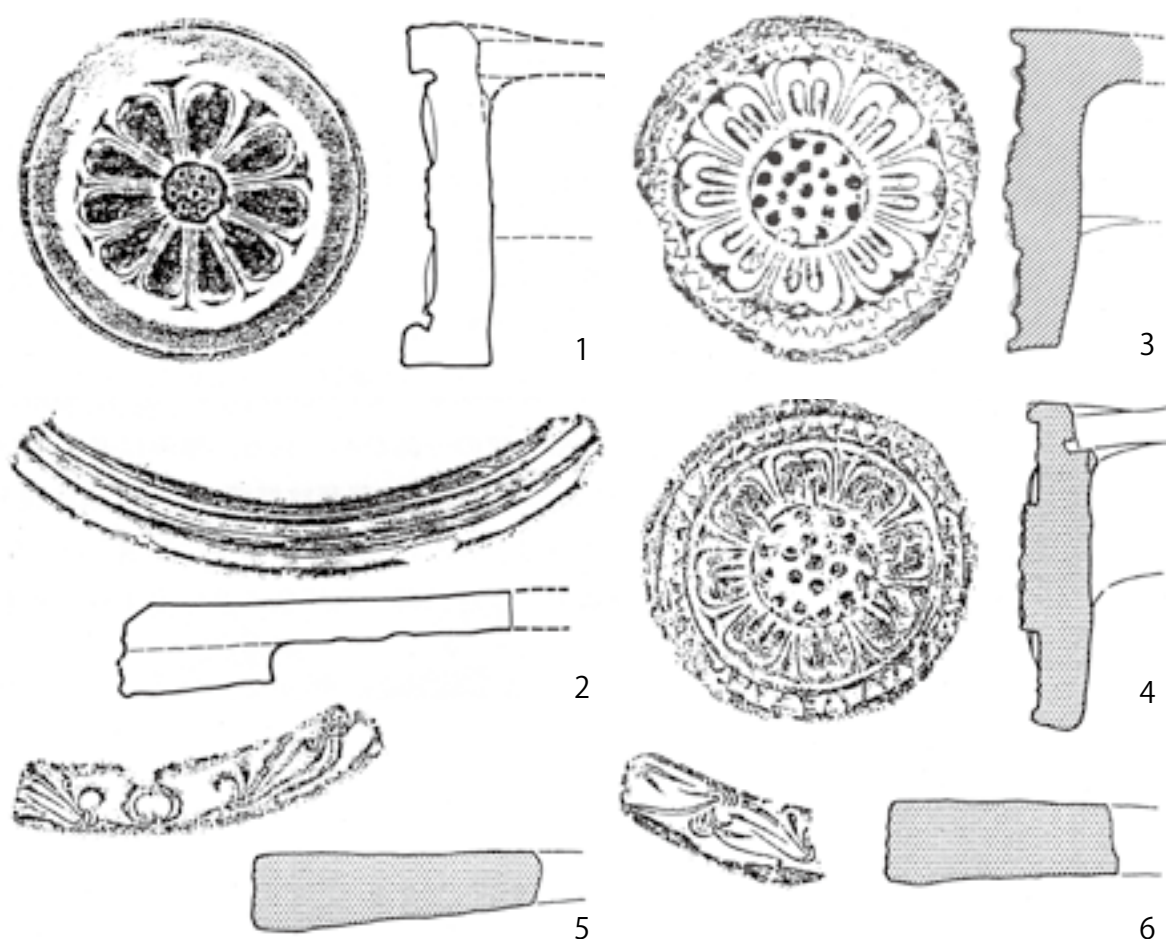


図2 松山平野出土の軒瓦 縮尺 1:4 (1・2: 亀田 2000、3: 丸山 1993、4・5・6: 妹尾 2002)

(2) 法隆寺式複弁八葉蓮華文軒丸瓦

次に、来住廃寺の創建瓦となる法隆寺式複弁八葉蓮華文軒丸瓦（図 2-3）が使用される⁽¹⁾。この瓦当文様は、立体感に乏しく、内外区間に圈線が無いことや外区の鋸歯文が細かく内区文様と割付が一致しないことが特徴である。来住廃寺と湯之町廃寺で確認されるこの瓦を祖型として、同文瓦が内代廃寺、中村廃寺から出土したとされるほか、市外では、伊予市の上吾川小泉廃寺、今治市の中廃寺、西条市の法安寺でも出土しており、畿内の瓦工人による導入と在地化、周辺地域への広がりが想定されている（妹尾 2009）。

(3) 平隆寺式複弁八葉蓮華文軒丸瓦、平隆寺式忍冬唐草文軒平瓦

さらに、朝生田廃寺と中ノ子廃寺では平隆寺式複弁八葉蓮華文軒丸瓦（図 2-4）と平隆寺式忍冬唐草文軒平瓦（図 2-5, 2-6）のセットが使用された。平隆寺式軒丸瓦は、法隆寺式軒丸瓦の外区の線鋸歯文が面違鋸歯文になったものである。これらの軒瓦は、双方共に平隆寺例と同范で范傷が進行していることや、製作技法が酷似していることから、平隆寺の造瓦に携わった工人が瓦范を携えて伊予に移動し、造瓦を指導した可能性が指摘されている（亀田 1994）。

これらの平隆寺同范軒瓦については、発掘調査で出土したものが無く、出土状況が明らかでないこ

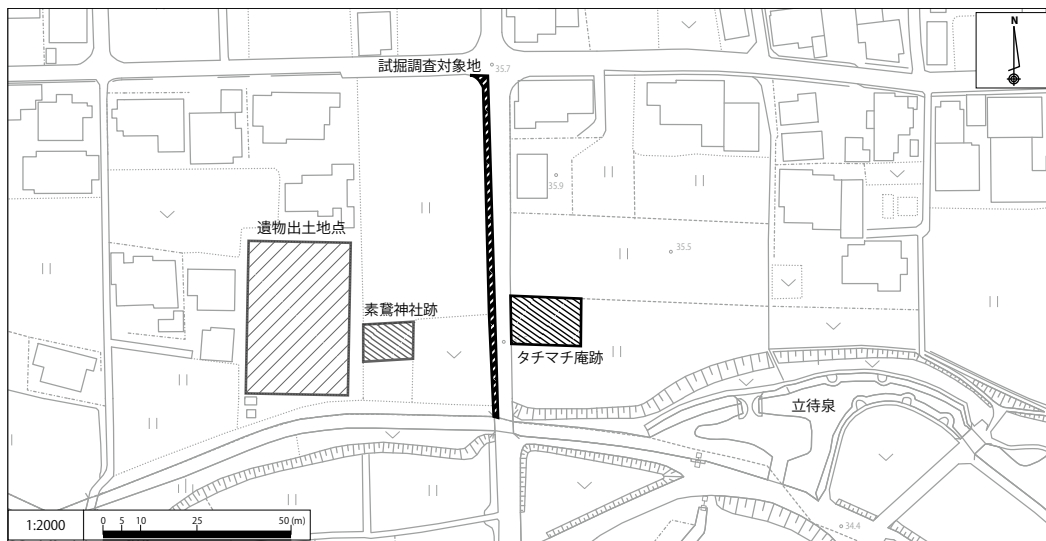


図3 中ノ子廃寺位置図

とから、積極的に評価することが困難な状況が続いていた。しかし、近年、新たに瓦について情報提供があったことから、再評価が可能となった⁽²⁾。

2. 中ノ子廃寺の立地と出土瓦

(1) 遺跡の概要

中ノ子廃寺は、松山市南土居町に所在するとされる古代寺院で、石田茂作によって忍冬唐草文軒平瓦が出土することが報告された（石田 1936）。松山市南土居町小字中ノ子の素鷲神社跡とタチマチ庵と呼ばれる廃寺に瓦が散布しており、素鷲神社跡には方五間の土壇が残され、開墾した際に礎石と心礎と思しき巨石が出土したと伝わる。このため、石田茂作はここが塔跡であり、東方のタチマチ庵跡地を金堂跡と推定、法隆寺式伽藍配置の可能性を指摘しているほか、南に流れる小川の縁には多数の瓦の堆積が見られると報告している。

現在、中ノ子廃寺出土とされる礎石2基が南土居町452番地に所在する五十鈴神社に残されている。また、立待泉の北西側には、明治時代とほぼ同じ地割が現在も残されており、素鷲神社跡及びタチマチ庵跡地についても推定することができる。ただ、素鷲神社跡は周囲よりも50cm程低く、土壇を開削したとは考え難い地形である。

今回の瓦類は、立待泉から西へ100mほど、泉から流れる小川の北側に隣接する農地で発見された。この農地は、素鷲神社跡の西側に隣接する土地であり、30年ほど前にビニールハウスを整備する際、深さ50cm程度掘削を行ったところ、出土したという。近辺では、南北方向の市道整備に伴い試掘調査を行っているが、耕作土直下で地山が検出されており、有意な堆積や遺物は確認されていない。周囲は、開発が行われることがほとんどないことから、発掘調査が行われることもなく、遺構の残存状況は不明で、古代瓦の散布も見られないため、中ノ子廃寺は永らく「幻の寺院」となっていた。

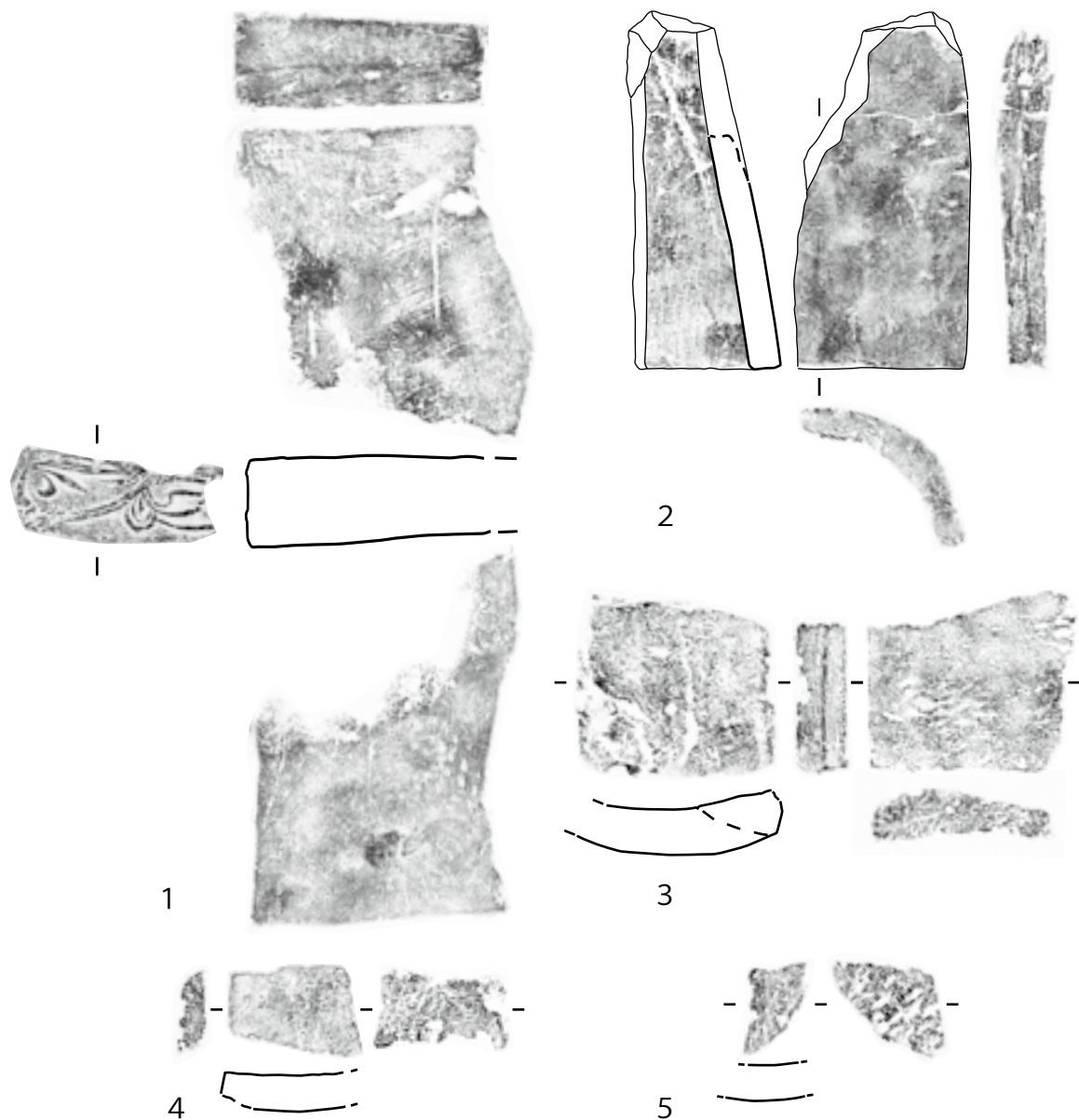


図4 中ノ子廃寺出土瓦 縮尺1:4

(2) 出土遺物

新出の軒平瓦は1点、丸瓦が6点、平瓦が32点確認された。

① 軒平瓦 (図4-1)

既出の平隆寺式と同范で、瓦当面の左3分の1程度が残されており、第3結節部まで文様がわかる。瓦当厚は4.9cm、凹凸面共に瓦当面から4cm程度横方向にヘラケズリを施しており、これにより削り落とされたのか明瞭な外縁を持たない。側面は分割後に凹凸面共に大きく削っており、「く」字型を呈している。凸面は丁寧にナデを施しているが、一辺5mmほどの斜格子叩きの痕跡が一部に残る。凹面は、布目と糸切痕をナデ消して仕上げ、粘土板の合わせ目が残る。焼成は甘く、胎土は浅黄色からにぶい黄橙色で、精緻であり、マーブル状を呈している。松山市考古館の収蔵する既出例1

（図 2-5）は表面が黒色に仕上がっており、焼成が少し異なるが調整や胎土が一致する。既出例 2（図 2-6）は蕾付近の范傷が一致するほか、調整・胎土・焼成が酷似していることから、3 点共に同一遺跡の出土とみなして良いだろう。これにより、中ノ子廃寺は確かに存在し平隆寺同范軒平瓦が出土すると評価可能になったといえる。

② 丸瓦（図 4-2）

行基式の広端部 2 分の 1 程度が残る。色調は暗灰黄色で、胎土は精緻、焼成は良好で須恵質である。凸面は丁寧にナデ消されており、凹面には布目痕と X 状の袋綴じ痕が残される。広端から 12cm 程度の位置に横方向の粘土綴じ痕があることから、積み上げ成形の可能性がある。

丸瓦は、同様の個体が 3 点、焼成がやや甘く凹凸両面共に丁寧にナデ消して調整するものが 1 点、焼成が非常に甘く調整のわからないものが 2 点確認された。

③ 平瓦（図 4-3 ～ 5）

3 は、広端部隅にあたり、色調はにぶい黄橙色で胎土は精緻だが、焼成が甘く表面風化が進んでいる。凸面は丁寧に横ナデを施しており、凹面には布目痕と粘土板合わせ目が残るほか、明瞭ではないが摸骨痕跡が観察されることから、桶巻作りと考えられる。側面は凹凸面共に均等に削る。

4 は、側面を含む小片で、色調は灰黄色、胎土は精緻で、焼成は良好で須恵質である。凸面の一部には布目痕が残されており、凹面は全面がナデ消されている。

5 は、小片で色調は明黄褐色、胎土は密で 2mm 程度の褐色粒子を含む。焼成は甘く風化が進んでいる。凸面には 9mm 程度の粗い縄叩きをナデ消しており、凹面は粗い布目痕が残る。

平瓦 3 と同様のものは 30 点、4 は 1 点、5 は 1 点と比率に偏りがある。3 については、軒平瓦と胎土焼成が近く、これに伴う可能性が高い。非常に限られた資料からの推測となるが、来住廃寺から出土する平瓦と類似するものが無く、軒瓦から推測されるとおり、久米官衙・来住廃寺とは異なる系統の工人・工房から瓦が供給された可能性が指摘できる。

3. 平隆寺同范軒瓦の導入の背景

平隆寺は、承平 7 年（937）の『信貴山寺資材帳写』にその名がみられ、聖徳太子建立 46 ケ寺の一つ施鹿園院とも考えられる。また、平群寺とも呼ばれ、推古 9 年（601）、平群神手により建立されたと伝わる（田中 1938）。所在する奈良県三郷町は平群町と共に平群氏の本拠地であり、聖徳太子建立若しくは氏寺であったとしても、その建立は平群氏が深く関与したことは疑い無い。平隆寺式軒瓦は同范同文の分布が極めて限られた範囲であることから、瓦当文様や瓦当范の所有管理についても、平群氏が関与していると考えて良いかと思われる。それでは中ノ子廃寺と朝生田廃寺の造営に平群氏はどのように関わったのか。

中ノ子廃寺は、浮穴郡の北端、久米郡との境界付近に位置しており⁽³⁾、もう一方の朝生田廃寺は伊予郡に所在し、温泉郡、久米郡との郡境付近に位置している。松山平野で平群氏の動向が明らかなのは、続日本紀、神護景雲 3 年（769）の「伊予国温泉郡人正八位上味酒部稻依等三人賜姓平群味酒

臣。」である。味酒部3名が平群味酒臣の姓を賜った記事であるが、平群味酒臣は2廃寺の所在地とは異なる温泉郡の人であり直接関係性を推し量ることは難しい。ただし、浮穴郡名の初見は天平19年(747)の『法隆寺伽藍縁起并流記資材帳』であり、中ノ子廃寺が造営された7世紀後半の評制段階では湯評に含まれていたとする説もある(日野2009)。湯評から温泉郡と久米郡、浮穴郡に分かれたとすれば、朝生田廃寺との関係性には疑問が残るものの、中ノ子廃寺は創建時に平群氏の勢力範囲であったと仮定することが出来る。

中ノ子廃寺が造営された7世紀第4四半期、法隆寺では西院伽藍が造営中であったが、天武天皇8年(679)には食封300戸が停止され経済的苦境に陥っていた。さらに、翌9年(680)4月の勅で、国大寺と飛鳥寺を除いて官司が治めてはならないとされ、国からの支援が望めないことが確実となった中、法隆寺を支えたのは、上宮王家や法隆寺と縁が強い氏族であったと考えられ、特に法隆寺の近隣に勢力を持つ平群氏は人的経済的に造営を支援したと推測される。また、同族が勢力を持つ地方からも大いに支援もしくは徴用や徴収がなされたのだろう。

天武天皇14年(685)、天武天皇は諸国の家毎に仏舎を造り仏像と経を置いて礼拝供養するよう勅された。これを受け、畿内寺院の造営を担っていた地方出身の工人が、本貫地に帰り仏舎の造営に携わることや、畿内の工人が地方の仏舎造営を支援するなかで瓦当范や瓦当文様の拡散が活発化したと考えられる。このような情勢下で、平隆寺式軒瓦が中ノ子廃寺にもたらされたのは、西院伽藍造営への奉仕や支援に対する褒賞や対価として湯評に勢力を持つ平群氏の仏舎造営を平隆寺の工人が担ったからではないか。平隆寺の工人は、中ノ子廃寺と朝生田廃寺の瓦を生産した後、他の造瓦に携わることなく范を持ち帰るか廃棄し、伊予に留まることもなかったため、それ以降同范瓦や同文瓦の拡散が起こらなかったのだろう。

註

- (1) 法隆寺式軒丸瓦には、四重孤文軒平瓦が組み合うと考えられるが、顎部の成形や調整により数種類に分類することができ、どれが組み合うのか現時点では保留としたい。
- (2) この中ノ子廃寺出土瓦は、令和6年に松山市に寄贈され、松山市考古館に収蔵されている。
- (3) 明治の町村制では久米村に含まれた。このため、中ノ子廃寺を久米郡に位置するとする論もある。

参考文献

- 石田茂作 1936 『飛鳥時代寺院址の研究』 聖徳太子奉賛会
上原真人 1997 『瓦を読む』 歴史発掘 11 講談社
大山正風 1974 『長隆寺跡調査報告書』 松山市文化財調査報告書 第3集 松山市教育委員会
亀田修一 1994 「地方への瓦の伝播 - 伊予の場合 -」 『古代』 第97号 早稲田大学考古学会
亀田修一 2000 「瀬戸内の船橋廃寺式と百済大寺式軒丸瓦」 『古代瓦研究Ⅰ』 奈良文化財研究所
妹尾周三 2002 「伊予、松山平野の寺院造営 - 平隆寺式軒瓦の広がりと在地豪族 -」 『究班』 II 埋蔵文化財研究

会 25 周年記念論文集編纂委員会

妹尾周三 2009 「西瀬戸の法隆寺式軒瓦」『古代瓦研究Ⅳ』奈良文化財研究所

田中重久 1938 「平隆寺創立の研究」『考古学』第 9 巻第 11 号 東京考古学会

日野尚志 2009 「松山平野における 5 郡境について」『久米高畑遺跡 1 次・7 次調査 政庁の発掘調査 2』松山市文化財調査報告書 第 136 集 松山市教育委員会・(財)松山市生涯学習振興財団 松山市埋蔵文化財センター

松原弘宣 1990 「伊予国久米評の成立と回廊状遺構」『日本歴史』第 504 号 日本歴史学会

松原弘宣 1997 「回廊状遺構再考」『愛媛大学法文学部論集 人文科学編』第 2 号 愛媛大学法文学部

丸山美和 1993 「来住廃寺出土瓦について」『来住廃寺遺跡 第 15 次調査報告書』松山市文化財調査報告書第 34 集 松山市教育委員会・(財)松山市生涯学習振興財団 松山市埋蔵文化財センター



東山 12 号墳 石室内遺物出土状況図 トレース原図

〔中町教育員会・京都府立大学考古学研究室 2001

『東山古墳群Ⅱ』所収、図 84〕